



長野労働局発表(31-47)
令和元年 10月 15日

長野労働局労働基準部

健康安全課長 松下 耕治

健康安全課長補佐 岸田 信一

電話 026-223-0554 FAX 026-223-0591

台風19号の復旧作業・復旧工事における労働災害防止の徹底について

台風19号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今月12日に上陸した台風19号は、千曲川の決壊などの甚大な被害をもたらしました。今後、膨大な復旧作業・復旧工事が発生することが想定され、その際の労働災害防止の徹底が求められるところです。特に本件のような応急的な復旧作業・復旧工事においては、現場の状況に応じた早急な対応が求められ、十分な準備期間がないままに作業に入ることが多く、当該作業の危険性を十分に把握できないために、重大な災害が発生する事態が繰り返されてきたところであり、二次災害防止の観点から、労働災害防止の徹底がより重要になります。

このため、長野労働局(局長 なかはら まさひろ 中原 正裕)では、本日、労働災害の防止に関して、以下の点を関係団体に要請しました。

<対策のポイント>

【復旧作業における労働災害防止対策】

- 復旧作業を行わせる場合は、事前の打ち合わせを十分に行い、危険予知活動(KY活動)、リスクアセスメント(危険源の洗い出し等)の実施を徹底すること。
- 復旧作業中に打合せにない状況が生じた場合は、作業を中断し、専門家の意見を聴く等慎重に対応すること。
- 責任者の定期的な巡回等により、進行管理の徹底を図ること。
- 特に高所における墜落防止対策(作業床の設置、手すりの設置、墜落防止用器具《従来の安全帯》の使用、保護帽の着用等)に万全を期すこと。

【復旧工事における労働災害防止対策】

土石流災害防止対策

上流の河川の形状等の十分な調査、警戒降雨量基準等の必要な見直し、警報用設備・避難用設備の点検・周知

土砂崩壊災害防止対策

地山の形状等の十分な事前調査、作業計画の作成・徹底、掘削時の点検者等の指名、必要な土止め支保工の設置

がれき処理作業における労働災害防止対策

作業計画の作成・徹底、車両計建設機械の転倒・転落防止対策、車両計建設機械の有資格者による運転の徹底

(添付)

- 1 台風19号の復旧作業における労働災害防止の徹底について(お願い)
- 2 台風19号の復旧工事における労働災害防止の徹底について(お願い)

長野労発基 1015 第 1 号
令和元年 10 月 15 日

災害防止団体・事業者団体の長 殿

厚生労働省長野労働局長

台風 19 号の復旧作業における労働災害防止の徹底について（お願い）

台風 19 号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、平素より、労働行政の推進につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今月 12 日に上陸した台風 19 号は、千曲川の決壊などの甚大な被害をもたらしました。

このため、今後、膨大な復旧作業が発生することが想定され、その際の労働災害防止の徹底が必要です。特に本件のような応急的な復旧作業においては、現場の状況に応じた早急な対応が求められ、十分な準備期間がないままに作業に入ることが多く、当該作業の危険性を十分に把握できないために、重大な災害が発生する事態が繰り返されてきたところであり、二次災害防止の観点から、労働災害防止の徹底がより重要になります。

つきましては、貴団体の会員の皆様に、特に下記の事項について周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 従業員に工場、店舗、事務所等の復旧作業を行わせる場合は、事前の打ち合わせを十分に行い、危険予知活動（KY 活動）、リスクアセスメント（危険源の洗出し等）の実施を徹底すること。
- 2 復旧作業中に打合せにない状況が生じた場合は、作業を中断し、専門家の意見を聴く等慎重に対応すること。
- 3 一人で作業を行わせる場合も、責任者の定期的な巡回等により、進行管理の徹底を図ること。
- 4 過去の台風の復旧作業では、屋根の補修等高所作業において重篤な災害が多発していることから、特に高所における墜落防止対策（作業床の設置、手すりの設置、墜落防止用器具《従来の安全帯》の使用、保護帽の着用等）に万全を期すこと。

長野労発基 1015 第 2 号
令和元年 10 月 15 日

公共工事の発注機関・建設業界団体の長 殿

厚生労働省長野労働局長

台風 19 号の復旧工事における労働災害防止の徹底について（お願い）

台風 19 号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、平素より、労働行政の推進につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今月 12 日に上陸した台風 19 号は、千曲川の決壊などの甚大な被害をもたらしました。

このため、今後は、膨大な復旧工事が発生することが想定され、その際の労働災害防止の徹底が求められるところです。特に本件のような応急的な復旧工事においては、現場の状況に応じた早急な対応が求められ、十分な準備期間がないままに作業に入ることが多く、当該作業の危険性を十分に把握できないために、重大な災害が発生する事態が繰り返されてきたところであり、二次災害防止の観点から、労働災害防止の徹底がより重要になります。

つきましては、公共工事の発注先（貴団体の会員）の皆様に、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施することはもとより、特に下記の事項について周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第 575 条の 9 に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、集中豪雨前から着工している工事であっても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 安衛則第 575 条の 14 及び安衛則第 575 条の 15 に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知す

ること。

2 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、安衛則第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。
また、集中豪雨前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(4)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

3 がれき処理作業における労働災害防止対策

- (1) がれき処理作業に当たっては、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 155 条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
また、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (2) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づく車両系建設機械の転倒・転落防止対策の徹底を図ること。
- (3) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。